

広告掲載仕様書

下記の広告事業において、市の広告媒体に掲載または掲出する広告を取り扱う広告代理店を募集します。

◆ 事業の名称 令和5年度札幌市公式ホームページ広告事業

◆ ホームページの概要について

ホームページの名称	札幌市公式ホームページ
内 容	札幌市の市政情報や、市民に役立つ情報など、即時性のある情報を日々提供しているほか、各区（中央区、北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区、手稲区）のホームページでは、区内のイベントや施設の情報など、区のくらしに密着した情報を提供しています。
アクセス数 (令和4年4月～ 令和4年12月)	広告掲載ページの月平均アクセス数：1,297,417件 1 札幌市役所トップページ：1,106,076件/月 2 各メインカテゴリトップページ合計：38,237件/月 3 各区トップページ合計：153,103件/月 ※このデータは実績値であり、毎月のアクセス数を保証するものではありません。(近年のアクセス数推移は、別紙3参照)
ホームページアドレス	https://www.city.sapporo.jp/

◆ 募集内容について

契 約 期 間	契約締結日から令和6年3月31日まで ※支払対象期間は令和5年4月から令和6年3月まで
広 告 掲 出 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
広 告 掲 出 位 置	別紙1のとおり
規 格 ・ 枠 数	別紙2のとおり
広 告 掲 載 条 件	札幌市広告掲載要綱、同広告掲載基準、札幌市公式ホームページ広告取扱要領及び本仕様書を遵守してください。
広告原稿の納入期限	毎月15日までに、翌月1日から月末まで掲載する原稿を納入すること。 なお、15日が閉庁日の場合は翌開庁日とする。 ただし、令和4年3月納入分の期限については、調整の上別途決定する。
広告原稿の納入形態	広告画像データまたは広告テキストデータを、EメールまたはCD-R等の記録媒体に保存して納入すること。
そ の 他	① 広告掲載期間において、市の責めに帰する事由により広告が掲載されなかった場合、(機器の保守、天災その他特別な事情を除く。)には、広告料金を日割りして、掲載されなかった日数に応じて返還します。 ② 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを明示します。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項を注記します。

◆ その他

- 広告代理店には、広告主の募集・決定、広告原稿の事前確認、広告原稿の納入、その他広告主との調整など広告掲載にかかる一連の業務を行っていただきます。
- 広告原稿の作成等に関する経費は、全て広告代理店の負担によるものとします。指定の期日までに指定された形態で広告原稿を納入してください。
- 広告原稿納入後、広報課により広告原稿の審査を行い「広告原稿確認書」を交付します。このとき、必要に応じて修正等の指示をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「広告原稿確認書」交付後の広告変更については、以下のとおりとします。

- ① 広告主の事情により、広告掲載を取り下げる場合
速やかに広報課へ連絡してください。なお、納入済みの広告料は返還しません。
 - ② 広告原稿またはリンク先ホームページアドレスを変更する場合
変更を希望する2週間前までに、変更後の広告原稿及び広告原稿変更届を提出してください。広報課で内容を審査の上、変更の可否をお知らせします。なお、変更の頻度により、変更をお断りする場合があります。
 - ③ 新規広告の掲載を希望する場合
原則受け付けておりません。次月広告によりご対応をお願いします。
- ホームページに広告を掲出後、「広告掲載完了報告書」をお渡しします。広告代理店は広告の掲出を確認した後、「広告掲載完了確認書」を提出してください。
 - 「広告掲載完了確認書」を提出していただいた後、納入通知書により広告代理店が札幌市に納入する広告料を請求しますので、納入通知書に定める納期限までに納入してください。
 - 広告原稿の内容等に疑義が生じた場合には、広報課と十分に協議をしてください。

問い合わせ先(契約担当部局)

総務局広報部広報課広報調整係 担当 林・遠藤

TEL 011-211-2036

FAX 011-218-5161